

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五十一号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十五項第一号事務の欄10中「立入検査」の下に「（地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局に係るものを除く。）」を加え、同欄13中「法」の下に「第七十二条の二の二、」を加える。

別表第五十一項第六号事務の欄2中「第二十九条第十一项」を「第二十九条第十三項」に改め、同欄3中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改め、同欄4中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改め、同欄5中「第二十九条第十五項」を「第二十九条第十七項」に改める。

別表第八十六項事務の欄2中「公告、」を削る。

別表第八十七項事務の欄2中「第十四条第五項及び第十四条の二第七項」を「第十四条第六項及び第十四条の二第八項」に改める。

別表第九十四項市町村の欄中「、蕨市」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を加える。

別表第十四項第一号事務の欄中15を16とし、12から14までを13から15までとし、11の次に次のように加える。

12 条例第十四条の二第四項の規定による報告の受理

別表第二十二項市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。

別表第四十項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「鳩山町」の下に「、ときがわ町」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「幸手市」の下に「、鶴ヶ島市」を加える。

別表第六十一項第一号事務の欄1中「、第十八条の十七第一項及び第二項」を削り、同欄2中「、第十八条の十八、第十八条の二十一」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 法に基づく事務のうち、法第十八条の十五第六項の規定による報告の受理

春日部市、草加市

別表第七十九項第二号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市」を加え、同項第四号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、行田市、飯能市」を加える。

別表第九十二項事務の欄1中「並びに」を「、」に、「の規定」を「、第六十八条第一項、第八十三条第一項、第八十六條第四項並びに第九十条第一項後段（法第九十七条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄2中「の規定」を「及び第七十条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄3中「の規定」を「及び第七十条第二項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄4中「の規定」を「及び第七十条第三項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄5中「の規定」を「及び第七十条第五項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄6中「及び第四十九条第一項」を「、第四十九条第一項」に、「の規定」を「及び第七十三条第一項（法第八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同欄7及び8中「第二百二十六条第三項」の下に「及び第七十五条第三項」を加え、同欄9中「第二百二十六条第三項」の下に「及び第七十五条第三項」を加え、「及び」を「、」に、「並びに第三十七条第五項」を「、第三十七条第五項及び第八十六条第五項」に改め、同欄10から12までの規定中「第三十八条」の下に「及び第八十七条」を加え、同欄13中「及び第六十条第二項」を「、第六十条第二項及び第二十三条第二項」に改め、同欄14中「並びに法第六十一条第一項及び第二項」を「、第六十一条第一項及び第二項並びに第二百十四条第一項及び第二項」に改め、同欄15中「及び第六十一条第三項」を「、第六十一条第三項及び第二百十四条第三項」に改め、同欄16中「及び第六十一条第四項」を「、第六十一条第四項及び第二百十四条第四項」に改め、同欄17中「及び第六十一条第五項」を「、第六十一条第五項及び第二百十四条第五項」に改め、同欄18中「及び第六十一条第六項」を「、第六十一条第六項及び第二百十四条第六項」に改め、同欄19中「及び第六十一条第七項」を「、第六十一条第七項及び第二百十四条第七項」に改め、同欄20中「第六十一条第八項」を「、第六十一条第八項及び第二百十四条第八項」に改め、同欄21中「及び第六十一条第九項」を「、第六十一条第九項及び第二百十四条第九項」に改め、同欄22中「第六十一条第十項」を「、第六十一条第十項及び第二百十四条第十項」に改め、同欄23中「第六十一条第十一項」を「、第六十一条第十一項及び第二百十四条第十一項」に改め、同欄24中「第六十一条第十二項」を「、第六十一条第十二項及び第二百十四条第十二項」に改め、同欄25中「第六十一条第十三項」を「、第六十一条第十三項及び第二百十四条第十三項」に改め、同欄26中「第六十一条第十四項」を「、第六十一条第十四項及び第二百十四条第十四項」に改め、同欄27中「第六十一条第十五項」の下に「及び第二百十三条第一項」を加え、同欄28中「第六十一条第十六項」の下に「及び第二百十六條第一項」を加え、同欄29中「第六十一条第十七項」の下に「及び第二百十六條第二項」を加え、同欄30から38までの規定中「第二十六条第二項」の下に「（施行令第三十五条及び第四十

三条において準用する場合を含む。」を加える。

別表第九十七項第三号市町村の欄中「東秩父村」の下に「、美里町、神川町、上里町」を加える。

別表第百項市町村の欄中「鳩山町」の下に「、美里町」を加える。

別表第百一項市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。

別表第百三項市町村の欄中「鳩山町」の下に「、ときがわ町」を加える。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（第一条の規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。